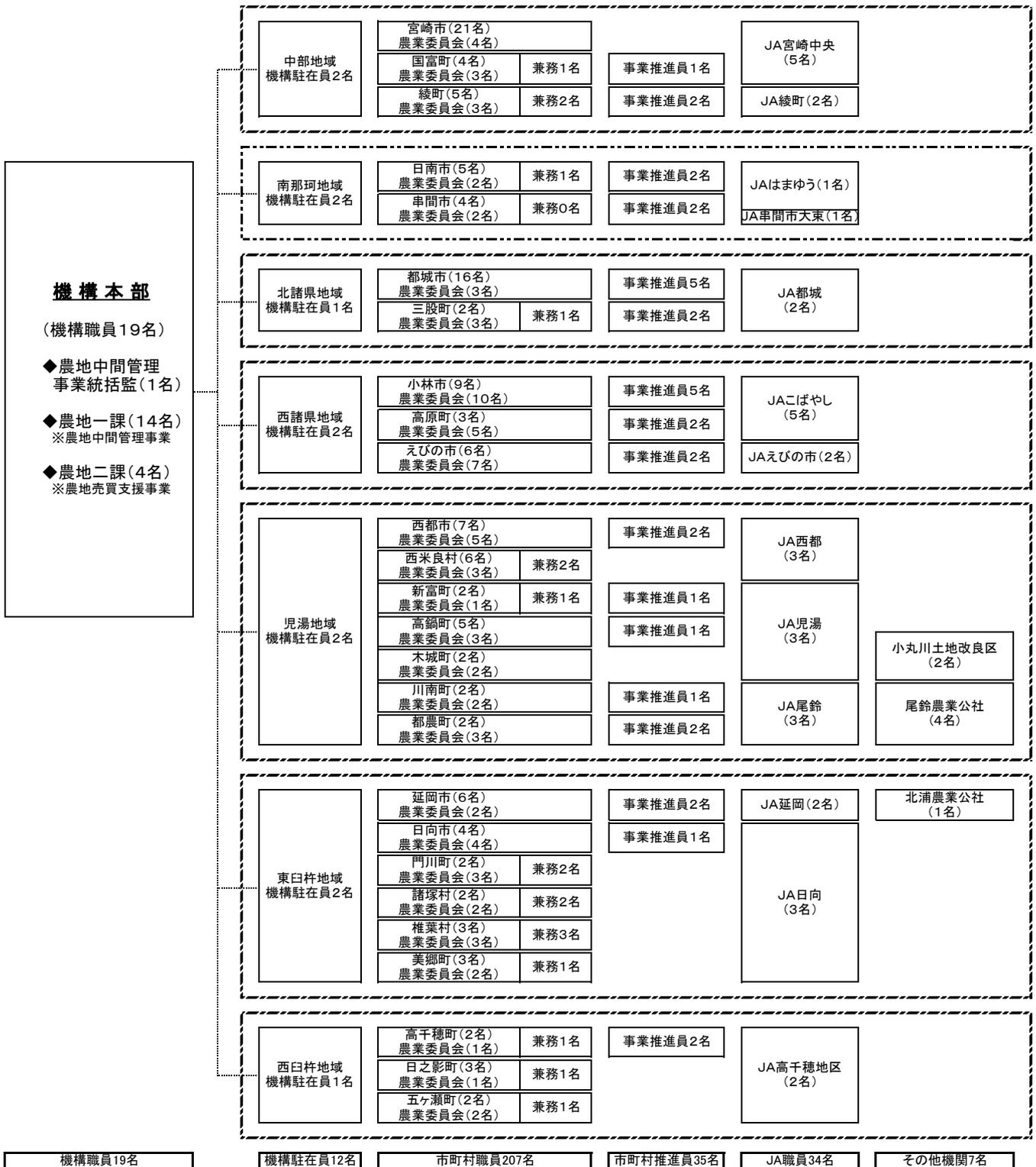


宮崎県農地中間管理事業実施体制

令和5年7月

◆機構は、県内7地域に機構駐在員を配置し、各市町村に設置してある「農地中間管理事業推進チーム」と連携を図りながら、それぞれ担当業務を実施している。



◆農地中間管理事業関係職員数

○機構本部19名

【機構本部の役割】

- 重点実施区域等の機構集積に係る進行管理
- 利用権設定等に関する事務支援
- 利用権設定等の事務(促進計画(所有者一機構、機構一耕作者))
- 農地中間管理権を有する農用地等の賃料管理等
- 農地の売買に関すること(特例事業)

○機構駐在員12名

【機構駐在員の役割】

- 農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進
- 各地域における関係機関の連携・調整及び指導
- 各地域における農地に関する農地情報等の収集
- 県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議への参加
- 各地域での地元説明会等への参加
- 各地域における権利設定等の業務支援

○市町村242名 ○JA等41名

【市町村・農業委員会・JA等の役割】

- 農地中間管理事業の事業啓発
- 農地情報の収集・整理
- 農地の出し手・受け手からの借受・貸付に関する相談・受付窓口
- 重点実施区域等での地元説明会等の実施
- 重点実施区域等での利用権設定等の事務
- 農用地利用集積等促進計画案の作成
- その他農地中間管理事業に関すること